

♣グリーン電力出資金出資者  
♣グリーンコープでんき利用者 の皆様

# グリーンコープでんき通信 VOL.38



2020年8月25日発行  
一般社団法人グリーンコープでんき

## 自分たちが使う電気は自分たちでつくろう!! 「グリーンコープ・グリーン電力出資金」の 取り組みの見直しを検討しています。

東京電力福島第一原発事故をきっかけに、グリーンコープは組合員による発電所づくり(発電事業)と「原発フリーのグリーンコープでんき」の共同購入(小売事業)をスタートさせました。

その一つ、発電所づくりの大きな特長が、組合員に拠出していただいた「グリーン電力出資金」を発電所の建設費用の原資の一部として活用しているということです。2012年から第1号機となる糸島エリアでの発電所建設へ動き出しました。同時に組合員へ建設資金の拠出を呼びかける検討をはじめました。

当時の風車プロジェクト、そして共同体理事会の事前検討会議の場であった「組合員検討会」(現理事長会)で時間をかけて検討を重ね、2013年9月に第1回の「グリーンコープ・グリーン電力出資金」の呼びかけを行いました。

「自分たちの使う電気を、国や大手電力会社任せにするのはやめよう、原発の電気を使わないために、自分たちで電気をつくりだそう」と決意して始まった発電所づくり。7年という年月を経たいま、グリーンコープエリア内にグリーン電力出資金を活用した24基の自然エネルギー発電所が稼働しています。(太陽光・小水力・温泉熱パイナリー)

そうした中、グリーン電力出資金の取り組み主旨や目標設定などが現状に合わなくなってきたり、あらためて見直す必要があると考えました。

「グリーンコープ・グリーン電力出資金」の取り組みの再検討にあたっては、7月の共同体理事会・理事長会、そして共同体組織委員会からはじめたところです。

現在、動いている発電所の発電総量は約4000世帯分です。ただ、このすべてがグリーンコープでんきに電源として組み込むことはできていません。様々な課題をクリアする必要があり、今後の課題としています。

また、グリーンコープでんき利用は現在4273世帯。もっと利用者を増やす取り組みをすすめていきます。

自分たちの電気をつくる取り組みは今後も続けていく必要があります。現状を踏まえて、検討を深めていくことにしています。

市民発電所物語 vol1  
《2013年 GREEN28号配布》  
目標は20億円。最初の呼びかけで約7億円申し込いただきました。

2020年4月から託送料金への上乗せが決まっている「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」の問題点に関して、グリーンコープは経済産業省に2018年3月から「お尋ね」や「陳情」をお届けしてきました。それを踏まえて、2019年5月23日、資源エネルギー庁への訪問が実現し、1時間という限られた時間でしたが、意見交換の場を持つことができました。ただ質問点を残したままとなっていましたので、2020年1月16日第2回目の訪問をし、さらに意見交換を深めることができました。第1回、第2回の訪問記録（経済産業省資源エネルギー庁・グリーンコープで確認済み）を要約して、シリーズでご紹介します。

《第1回目訪問記録から》

■第1回訪問：2019年5月23日（木）13時～14時15分

■対応していただいた部署：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 2名

■グリーンコープからの参加 共同体理事会から3名 託送料金検討委員会から5名

※前号からの続きとして、経産省から「事業者としてガイドライン等で約款の内容に関する情報公開はされなければならないと定められている」という発言に対しての質疑応答からです。

Q 一般送配電事業者によって情報提供はされると思うが、経済産業省や国からの情報公開をしないのか？

A もちろん、この負担金のみならず、電気料金の透明性とか情報開示というのは日頃から、真摯に対応するのはもちろん、そもそもホームページで電気料金の仕組みというものでしっかり公開はしている。今回の問題になっている電源開発促進税や原発のバックエンドの費用などがどういう形で託送料金の中に入っているか分かるように記されているかと問われると、不十分なところがあるかもしれないが、我々としてはしっかり、ちゃんと明記をしている。今回の措置についても、しっかり情報の透明性を追求していきたいと考えている。

Q この電気事業法等施行規則の45条の21の2第1項とかの規定（一般送配電事業者は、当該通知に従い、賠償負担金（廃炉円滑化負担金）をその接続供給の相手方から回収しなければならない）の改正があったことは、経産省のホームページに記載されているのか？

A パブリックコメントをするときには当然記載している。それに、施行されれば、経済産業省の法令には施行一覧などの中に新たに載せていくことは当然のこととしてやっていくことになる。

Q 施行するのは、2020年4月1日からだと思うが、その前に周知していくことはしないのか？

A 約款の変更の申請があれば、それを受理した時には、ホームページ等で開示している。

Q その約款の申請というのは、具体的に託送料金の変更申請があった時点という意味か？

A 申請があった時と、いうことだ。

Q そもそもこの2つの負担金を託送料金に入れることを決定したのが、電力システム改革貫徹の

ための政策小委員会で、平成29年の2月に中間報告というものを出された。この委員会自体はそれ以降開かれていないようだが、ここで決められた二つの負担金を託送料金に上乗せするという点について、質問主意書が平成30年5月国会に出ていたと思う。その中では施行規則で行っていくと応答されている。この流れが理解できない。この中間とりまとめで決められたことが、法律ではなくて内部の規則で決められたということ約款が申請されるまで、国民には一切知らせないということなのか。

A 一切知らせないということは、毛頭ない。例えば、先週菅直人先生が国会の場で、一連の質疑の中で、賠償の過去分というものを託送料金で回収するという点について、改めてその必要性だとか、そういったことを問うというような質問をされた。それについては、この場でお答えしているような内容の答弁をしている。

我々も「託送料金って何なのですか」というご質問というのは日々頂戴している。そういったことについて、しっかり説明責任を果たしていくのは当然であると考えている。もしこの説明が不十分と言われれば、しっかりそのご意見は真摯に受けとめたいと考えている。

Q 結局、改正された施行規則の内容かについては官報を見る以外、方法はないということか。

A 今この瞬間ということではそうだ。

Q 情報開示を積極的に進めていきたいということからすれば、パブリックコメントはその前の案の段階の案ということになる。出来上がったものを官報に掲載する段階で施行日は決まっているので、何月何日からこの内容で施行されるということ、経済産業省のホームページで告知するということをやった方がむしろ良いように思うが、そのあたりはいかがなものか。

A 今この場で私が、こうするとお答えするのは、できないが、ご意見を承ったことはしっかりと共有したいと思う。

Q 情報公開ということで今、話が出ているが、経産省の担当の方は、誰に向かってそのことを伝えたいと思っているのか。

A 電気料金のことなので、電気を使う人にはしっかりと知っていただく必要が当然あると思っている。  
Q ガイドラインがあって、それに則って説明責任を果たしていく。透明性確保を図っていくと言われている。私たちグリーンコープでは、こうやって問題意識をもって知りたいと思った者はアンテナを張っているんなことを調べ知ることができている。が、本当に一市民にその情報が届いているのか、とても疑問に思っている。本当に誰のためのガイドラインになっているのかということろはしっかりと感じていただきたいと思う。

A それは、おっしゃる通りだと思う。

Q 今の流れで一つ。「2つの負担金の託送料金への上乗せ」について、なぜ法律にせず省令でできるという判断だったのか。実質電気利用者、国民全部が負担する負担金なのに税金という形をとらないと考えたことについて、もう少し具体的な根拠はあるのか、教えてほしい。

A 税金でやるべきではないか、ということか。

Q ありていに言えば、省令で決めるのではなくて、何々法というのを決めて、福島賠償を支えるとか、廃炉を円滑にすすめるというための再エネ負担金みたいな法律を定めるというような考えは取らないのか。そうしたら、電気を利用している国民皆の負担になりますよということでは、審議の段階から皆が知るようになるし、それでいいかどうかは皆が選んだ国会議員が決めることになる。それが自然のような気がする。皆に知らせる、知ってもらうという点から言うと、私たちは「こんなふうに隠れてコソッと省令で決めて、コソッといつの間にか上乗せする」というふうに言うわけ。批判的に思う人はみんな同じように言うだろう。ということで、省令でできるという判断があるということはわかったが、その判断の根拠はあるのかと、尋ねている。

A 間違っていたらご指摘いただければと思うが、今のご指摘で言うと、事象の違うことが2つあると思っている。まず我々は法律でやりたくなかったからということでは全くないということがまず一つ。それはさておき、税ということで広くやったらということも、選択肢としてはあると思っている。今回の賠償、特にこの賠償負担金の措置というものは、これはこれで議論があるかと思うが、今の規制料金というものは電気料金の性格上、過去、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法という制度がなかった。その背景には、そんな事故は起こらないだろう、そんなに賠償は高いものはないというような、ある意味の安全神話があったのだと思う。それについては政府、国としては真摯に反省すべきものなのだと思う。

そうした中で、原子力発電の安い電源の利益をある程度受けていた。そういった過去の負担というものを今後どう回収、負担をお願いしようとか議論をしたときに、税金でやろうとすると、全国で一律的に一人いくら払いなさいと、そういった負担のお願いの仕方になってしまう。それを電気料金という手法でやれば、まさに電気を使って

いる量に応じて負担をするというという、この利益と負担の関係というものが100点には絶対ではないが、税とかに比べて、相対的に回収の方法としては適切なのではないかと政策判断が一つある。その上で電気料金でやるとしたときに、法改正が必要なのか、現行法の中でできるのかというのが次の議論になってくると思う。そうした中で、今回申し上げているように、これまで成立してきた、あるいは現行法の整理で対応可能であるというふうに、我々としては考えて、今の措置をしたということだ。

Q 今、言われた二つについて。前者の税金だと広く国民に平等にということだが、税金の中には当然のことながら消費税のように、もしくは経済産業省庁の監督される場所では、軽油引取税とか、揮発油税とか、使用量に応じて取る税金とかがある。したがって、電気料金についても電気の使用量に応じて徴収する税金というのは可能なのだが、そういうことは検討されなかったのか。

A 納税者は、軽油引取税では事業者じゃないかと思う。自分の畑ではないので違っているかもしれないが、軽油引取税は我々国民が負担しているのかというと、あれは軽油を使用した社が負担しているものだと思う。間違っていたら指摘していただきたい。電気事業者においても軽油引取税のようにそれぞれ負担に応じて乗せるのであれば、結局電気料金に乗ってしまうのかなと。

Q 要するに、軽油のディーゼル使用量に応じて、税がかかってくるが、使用量に対して一律に税金がかかるから、最終的に誰が納税義務を負うかという図式で言えば、最終的な負担者は消費者だと思う。そういう点では、本件も似ていて、負担金の負担を負うのは直接的には一般送配電事業者。それで一般送配電事業者がその負担を消費者に転嫁するという形なので、軽油引取税で見られる蔵出税制式にすごく似ているところがある。そう考えると同じように税金という仕組みを取ったとしても、同じような回収はできるのではないかと。いわゆる消費量に応じた負担というのはできると思うが。

A 要は、国民一人一人に対して毎月々の電力消費量を示せばいいじゃないかと。やろうとしていることは多分そういうことだと思うが、電力消費量を、電気料金として回収していく仕組みはやや複雑になるかなと思うが。

Q 今でも電気料金で消費税を取っているが。

A 電気料金に対して、あれは電気の使用量には関係ないと思うが。

Q 電気料金に対してということなので、この負担金も電気料金に対して取るという形を取れば、同じような考え方は十分にできる。電気料金は使用量と必ずしもイコールではないのは一緒。それをどういうふうにするかという取り方はいろいろあると思う。だから託送料金に比例して取るという形であれば十分可能だと思うので。税金の徴収というのは不可能ではない気がする。

<次号に続く>

## ■グリーンコープでんき

- 7月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、GC事業所、組合員契約件数、GC商品のお取引先も含め下表のとおりです。

生協名	GC事業所 契約件数	組合員 契約件数	契約容量 (kW)
GC生協おおさか	8	57	275
GC生協ひょうご	10	30	192
GC生協とっとり	2	40	192
GC生協(島根)	1	90	388
GC生協おかやま	6	99	434
GC生協ひろしま	9	126	613
GCやまぐち生協	5	531	2,253
GC生協ふくおか	102	1,882	8,399
GC生協さが	17	106	653
GC生協(長崎)	11	169	772
GC生協くまもと	37	514	2,695
GC生協おおい	17	287	1,265
GC生協みやざき	2	135	492
GCかごしま生協	12	207	924
単協計	239	4,273	19,547
(一社)グリーンコープでんき(低圧)	48		314
(一社)グリーンコープでんき(高圧)	62		4,497
総合計	349	4,273	24,358

## ■7月の電源構成

### 【関西電力エリア】

- 神戸市環境局西クリーンセンター  
(燃料：一般ごみ) …… 100%

### 【中国電力エリア】

- 敦賀グリーンパワー(燃料：バイオマス)  
…………… 100%

### 【九州電力エリア】

- 敦賀グリーンパワー(燃料：バイオマス)  
…………… 98.4%
- 馬洗瀬小水力発電所…………… 0.5%
- 家庭用太陽光発電(卒FIT) …… 1.1%

※グリーンコープでんきは、電源となっている発電所をすべて特定しています。

※グリーンコープでんきの電源には、原発由来の電気は一切含まれていません。

## ■全エリア卒FIT買取募集中!

家庭用太陽光発電の固定価格買取期間終了後は、グリーンコープでんきに切り替えましょう! 現在110世帯から買取中。

買取価格は、(九州)8円・(中国・関西)10円/kWh(税込)です。

今ならご契約の方にもれなく

「500GREEN券」プレゼント!



## ■市民発電所

- (一社)グリーンコープでんきの各発電所の2020年5月までの実績です。当月の出力制御は神在6日間・深年5日間で前年の約2倍の頻度となりました。

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)
神在太陽光発電所	1,057	234,660	9,386,400
平池水上太陽光発電所	1,260	335,972	12,094,990
深年太陽光発電所	1,550	1,476,691	80,325,618
若宮物流センター	47	12,553	464,461
広島物流センター	47	9,800	362,600
やまぐち西部地域本部	54	13,936	459,888
グリーン未来ソーラ(10箇所)	244	97,785	2,053,485
合計	4,259	2,181,397	105,147,442

## ◆グリーン電力出資金

- 皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込んでいただいた額)は、9億4,358万円になっています。
- 出資目標額(積立目標額)は、7月27日現在11億1,886万円になっています。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
GC生協おおさか	207	233	17,250,000
GC生協ひょうご	93	113	8,006,000
GC生協とっとり	132	144	10,770,000
GC生協(島根)	236	248	11,820,000
GC生協おかやま	145	161	13,270,000
GC生協ひろしま	670	793	82,747,000
GCやまぐち生協	571	662	42,390,000
GC生協ふくおか	5,372	6,251	528,364,000
GC生協さが	319	362	44,735,000
GC生協(長崎)	570	629	55,463,000
GC生協くまもと	1,467	1,671	124,574,000
GC生協おおい	778	865	69,648,000
GC生協みやざき	287	324	28,415,000
GCかごしま生協	719	830	81,410,000
合計	11,566	13,286	1,118,862,000

- グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費に充てています。
- 2020年7月末支出総額は8億4,881万円で、残高は94,773万円になっています。市民発電所の建設は、継続して調査や検討をすすめています。

これまで出資いただいた金額	943,583,500
これまで支出した事業と金額	848,810,221
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所(建設中)、しましま小水力発電所(準備中)、霧島太陽光発電所(建設中)、熊本菊池太陽光発電所、国東第二自然電力太陽光発電所	
グリーン電力出資金の残高	94,773,279